令和6年度 いわて森のゼミナール運営業務 業務仕様書

令和6年度 いわて森のゼミナール運営業務の受託者が行う業務内容及びその範囲は、この仕様書によるものとする。

1 目的

児童・生徒をはじめ広く県民を対象に、森林・林業に対する理解を深めていただく機会を提供する ことを目的に、「森林環境学習会」等を実施する。

2 委託期間

(契約日) ~ 令和7年3月7日までとする。

3 業務内容

(1) 森林環境学習会

児童・生徒をはじめ広く県民を対象とした森林・林業に関する講座や森林内で行う観察会(樹木観察等)、間伐材等を利用した木工・クラフト体験等(森のクラフト体験等)の実施

- ① 開催回数:25 回以上
- ② 実施形態:現地指導、室内講義(活動内容は、対象校等と調整の上確定)
- ③ 開催場所(下記イ、ウについて、実施希望がない場合は開催しないこととする)
 - ア 小中学校等: 県教育事務所毎に概ね3カ所以上(別途森林整備課と調整することとする) 〔教育事務所 盛岡・中部・県南・沿岸南部・宮古・県北〕
 - イ 幼稚園、保育園及び各種保育関係団体(別途森林整備課と調整することとする)
 - ウ 各種団体等:各種団体等で規約等の定めがあり、総会が開催される団体のうち、受託者に森 林環境学習会の開催を希望した団体
- ④ 業務内容
 - ア 森林環境学習会の事前準備
 - 対象校等との開催内容の調整
 - ・ スケジュール調整
 - 開催場所の現地確認
 - ・ 使用する資料の準備
 - イ 森林環境学習会の開催
 - 森林環境学習会の開催・運営
 - 教職員等に対する森林環境学習会の運営指導
 - ・ 森林環境学習会のニーズ等を把握するためのアンケート実施
- ⑤ 成果品:森林環境学習会開催結果に関する報告書
- ⑥ その他: 感染症等の拡大が懸念される場合は、講師を増員して少人数グループでの活動とする など、状況に応じた対応を図ること

(2) 森林環境学習指導者研修会

地域住民による森林環境学習などの取組が県内各地で活発に行われるよう、森林環境学習を開催する指導者のスキルアップを図る指導者研修会と情報交換会の開催

① 指導者研修会

県内各地域において森林環境学習の活動を実践する指導者のスキルアップを図るため、森林 環境学習推進手法や安全管理等について、現地研修や室内講義により指導

ア 開催回数:1回以上(②情報交換会と別日程)

イ 実施形態:研修会、検討会

ウ 業務内容

- a 指導者研修の事前準備
 - ・ 受講者の選定: 令和2年度までに「森の実践ゼミナール」において「森林環境学習地域 プラン」を策定した団体等の、地域における森林環境学習の活動を実践する指導者から本 研修の受講者を選定する。
 - 開催場所の選定:現地研修や室内講義が可能な場所の選定
 - 資料や資材の準備:森林環境学習に必要な資材や資料の準備
- b 指導者研修の開催
 - 現地研修や室内講義での森林環境学習推進手法や安全管理等の指導
 - ・ 活動計画の実施や課題解決に向けた助言、指導
 - 講師には、学識経験者及び森林インストラクターを各1名以上の配置

② 情報交換会

県内各地域において森林環境学習の活動を実践する指導者の相互の連携を図るため、現地検 討や意見交換を開催

ア 開催回数:1回以上(①指導者研修会と別日程)

イ 実施形態:現地指導、検討会

- ウ業務内容
 - a 情報交換会の事前準備
 - ・ 受講者の選定:指導者研修の受講者等の選定
 - 開催場所の選定:森林環境学習会の開催場所などの選定
 - 資料や資材の準備:森林環境学習に必要な資材や資料の準備
 - b 情報交換会の開催
 - ・ 受講者の今年度の森林環境学習の取組等の発表
 - ・ 森林環境学習を行う上での課題等を相互で共有し、解決方法の検討の実施
 - ・ 地域の自発的な取組の実践に向けた課題の整理
 - ・ 講師には、森林インストラクターを1名以上の配置

③ 成果品

ア 「指導者研修」及び「情報交換会」に関する報告書

イ 参加者等からの要望意識調査結果 (アンケート調査)

(3) 共通事項

参加者の安全確保、補償対応の方策

① 業務内容

ア 参加者をはじめ指導にあたる関係者の安全確保に万全を図ること。

イ 必要に応じて傷害保険、賠償責任保険等に加入すること。

4 計画書

業務の実施に際し、次の内容を記載した計画書を契約後速やかに提出すること。

- (1) 年間業務計画
- (2) 業務執行計画
- (3) 組織図、連絡体系図
- (4) 個人情報管理責任者通知書

5 報告書

この業務が完了したときには、速やかに業務完了報告書を提出すること。

6 帳簿等書類の保存年限

受託者が作成した帳票書類は、その帳票閉鎖の時から5年間保存すること。

7 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。